

第十三回 参議院通商産業・経済安定連合委員会会議録第一号

昭和二十七年六月五日(木曜日)

出席者は左の通り

○輸出取引法案(内閣送付)

午前十一時五分開会

委員氏名

通商産業委員

委員 長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
理事 松本 昇君
理事 結城 安次君
理事 泉山 三六君
理事 中川 以良君
理事 山本 米治君
理事 佐藤 尚武君
理事 重宗 雄三君
理事 松平 勇雄君
理事 加藤 正人君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 山内 卓郎君
理事 小松 正雄君
理事 堀野 清雄君
理事 石川 清一君
理事 清澤 俊英君
理事 島 清君
理事 西田 隆男君

経済安定委員

委員 長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
理事 永井純一郎君
理事 愛知 揆一君
理事 古池 信三君
理事 杉山 昌作君
理事 須藤 五郎君
理事 大野木秀次郎君
理事 奥 むめお君

出席者は左の通り

委員 長 竹中 七郎君
理事 小林 英三君
理事 松本 昇君
理事 結城 安次君
理事 泉山 三六君
理事 中川 以良君
理事 山本 米治君
理事 佐藤 尚武君
理事 重宗 雄三君
理事 松平 勇雄君
理事 加藤 正人君
理事 高瀬 莊太郎君
理事 山内 卓郎君
理事 小松 正雄君
理事 堀野 清雄君
理事 石川 清一君
理事 清澤 俊英君
理事 島 清君
理事 西田 隆男君

委員

経済安定委員

委員 長 佐々木良作君
理事 郡 祐一君
理事 永井純一郎君
理事 愛知 揆一君
理事 古池 信三君
理事 杉山 昌作君
理事 須藤 五郎君
理事 大野木秀次郎君
理事 奥 むめお君

委員

政府委員

通商産業政務次官 本間 俊一君
通商産業省 松尾泰一郎君
通商産業省 林 誠一君
通商産業省 山本友太郎君
通商産業省 小田橋貞壽君
通商産業省 渡邊 一郎君
通商産業省 桑野 仁君

事務局側

本日、の会議に付した事件

○委員長(竹中七郎君) これより輸出取引法案につきまして通商産業、経済安定両委員会の連合委員会を開会いたします。

慣例によりまして、私が委員長としての汚すことをお許し願います。本案につきましては、昨日衆議院の委員会において原案通り可決されまして、本日衆議院本会議の日程に上つております。本院では目下通産委員会において予備審査中のものでありますが、通産委員会におきましては、先日提案理由を聴取いたしましたのでございます。従いまして本日は連合委員会を開くに当りまして政府当局より重ねて提案理由の説明をお願いしたいと思っております。

○政府委員(本間俊一君) 只今議題となりまして輸出取引法案の提案理由を御説明申し上げます。

平和条約の前文におきまして、我が国は「貿易及び通商において国際的に承認された公正な慣行に従う意思」を宣言いたしておりますが、国際経済社会に復帰した我が国が広く世界各國と正常な通商関係を回復し、貿易を拡大してゆく上には、公正な国際慣行を遵守することが最も肝要であることは申すまでもありません。併しながら我が国の経済の特殊性からして輸出取引がとかく過度の競争となり、仕向国の工

業所有権等を侵害したり或いは仕向国の関係産業又は輸入業者に不安又は損失を与えた事例も見られますので、国際の信用を高めるために不正な輸出取引を防止すると共に、輸出取引の秩序を確立するために輸出業者の協定又は輸出組合の設立を認めることが緊要なことと認められます。

本法案は、右の目的達成のために制定せんとするものでありまして、その主要点は大要次の通りであります。

第一に、仕向国における工業所有権の侵害等の不正な輸出取引を防止すると共にその違反者に必要な制裁を課することになつております。

第二に、輸出価格が低いため仕向国産業の利益を著しく害し、或いは輸出価格が変動し輸出取引の成立が困難となる場合等に限つて輸出品の価格、品質、数量等について輸出業者の協定を認めることになつております。

第三に、民主的な輸出組合の設立を認めまして、その事業として不正な輸出取引の防止及び輸出業者の共通の利益増進のための業務を行わしめる外、輸出業者の協定の場合と同趣旨で組合員の遵守すべき基準を決定し得ることとしたのであります。

第四に、前に申述べました輸出業者の協定及び輸出組合の決定について、独占禁止法及び事業者団体法の適用を除外することになつております。

滑を期することになつております。

これを要するに長年我が国貿易業界がこぞつて奮闘してやまなかつたことが、内外の諸情勢を考慮して作られたこの法案の成立によつて実現されることになり、我が国の公正にして且つ秩序ある輸出取引を促進し、国際的信用を高め、輸出貿易の増進に役立つことを確信しております。

以上が、この法案の提案理由及び内容の概要であります。

何とぞ慎重御審議の上速やかに御協賛あらんことを切望する次第でございます。

○委員長(竹中七郎君) 只今提案理由の御説明がございましたが、この際法案の條文に即して政府委員から内容の詳しい御説明を承りたいと思ひます。

○政府委員(本間俊一君) 只今提案の理由を御説明いたしましたのでございますが、更に附加えまして條文を中心に御説明申し上げます。

第二に不正な輸出取引の禁止に關係いたしておりますが、我が国の平和条約の前文で宣言しておる通りに、輸出取引において國際的に承認されし公正な國際慣行を遵守することが輸出振興の最大の方途になつております。従ひまして本法案はこれを不正な輸出取引として定義いたしまして、かかる行為を第三條において禁止いたしております。不正な輸出取引の定義といたしましては次の四つを掲げておるわけでございしますが、これが丁度第二條になつておるわけでございします。

第一は仕向地における工業所有権及び著作権を侵害する取引でありまして、これは従來外國為替及び外國貿易管理法第五十條で取締つておりましたのを本法案の体系に摺入したものでございします。

第二は原産地の虚偽の表示をいたしました貨物の輸出でありまして、これは近く加入することになつておりますマドリッド協定に即応する協定でございします。

第三は輸出契約において定めする要件を著しく欠く貨物の輸出でございまして、これは従來輸出品取締法第九條で取締つておりましたものを本法案の体系に挿入いたしましたものでございします。

第四は國際取引における公正な慣習に悖る輸出取引であつて政令で指定するものであります。これは具体的に必要な場合に初めて指定して行くことになつておりますが、この指定の際には關係業界の意見を十分尊重するため、第二十四條によりまして必ず輸出取引審議会に諮ることになつております。

第三にこれらの違反をいたしました業者に対する制裁でございしますが、それは第四條に規定をいたしております。違反を起しました者に政府は警告をいたしまして、その業者が警告をいたした後に一年以内に更に同じような不正な輸出取引をいたしました場合には、品目又は仕向地を限定をいたしまして、輸出の停止を命ずることができるとなつております。この場合業者がその違反に對しまして十分の注意を払つても止むを得ない原因によるものであつたことを証明いたしました場合には、この輸出停止処分を免れることになつております。

それから第五條でございしますが、輸出業者の協定について規定をいたしておりますが、輸出業者が仕向地における産業と競合をいたしまして輸入税の引上げ等がなされる虞のある場合或いは輸出価格の異常な変動によりまして仕向地の輸入業者に取引の上に不安を生ぜしめる場合及び仕向地における買手独占に對処する必要がある場合に限定をいたしまして、輸出品の価格、品質その他の取引條件は更に数量について協定を締結することができるとしてあります。これにつきましては政府の許可を必要といたすことになつております。協定が只今申述べました事由を除きますために必要最小限度を超える場合、不当に差別的である場合及び輸出取引の秩序の確立を著しく害する場合には許可できないことになつております。

第八條、第九條へ参りまして輸出組合について規定をいたしておりますが、輸出組合の性格は第八條によりまして特殊法人といたしまして、営利を目的としないこと、加入及び脱退が自由であること及び議決権がそれ／＼平等であることの三つを要件といたしております。加入脱退の自由及び議決権の平等は戦後の団体民主化政策からは当然の要請であるかと考えます。

次に第十一條へ参りまして輸出組合の業務を規定いたしておりますが、公正な輸出取引を防止する業務、組合員の共通の利益を増進するための施設及び輸出業者の協定を認める場合と同様の場合におきまして、組合員の守るべき基準を規定する業務となつております。共同施設業務につきましては事業者団法で許される範囲に限定せられ、又不正な輸出取引を防止する業務につきましては違法のためのものであり、又不正な輸出取引を防止する業務につきましては合理的な範囲を逸脱しない限り独占禁止法及び事業者団法に抵触しないことになつております。更に輸出組合の組合員の資格につきまして第十二條で規定をいたしておりますが、輸出業者と輸出組合という事になつておりますが、等十三條で輸出業者と輸出業者で組合を作る場合は三十人以上の輸出業者が、輸出組合と輸出組合で連合会的な輸出組合を作ります場合には二以上の輸出組合が必要であり、輸出業者と輸出組合で混合的な輸出組合を作ります場合には十人以上の業者と一以上の輸出組合が發起人となることを要件といたしております。

なお第十四條、第十六條、第十七條へ参りまして輸出組合の設立、定款の変更及び輸出組合の合併については政府の認可を必要とし、その際の認可基準

準といたしましては右の要件を備えておること、設立手続等が法令に違反しないこと及び輸出取引の秩序の確立に寄與するものであることとなつておりまして、輸出組合の設立を防止したいという趣旨がここに盛られておるわけでございします。

次に政府の監督についてでございしますが、輸出業者の協定の締結及びその変更、輸出組合の禁止、組合員の遵守すべき基準の決定及びその変更につきましては、通商産業大臣の認可を必要といたしまして、更に認可基準に該当しなくなつたとき、或いは輸出組合が定款に定める事業以外の事業を行ひましたときにはその認可を取消し又は解散命令を発することができるとなつております。解散命令を発することができるとは第十八條になつております。

それから第二十條へ参りまして、私的独占禁止法及び事業者団法の適用除外を規定いたしておりますが、輸出業者の協定の締結及び輸出組合の基準の決定並びにこれらに基づいて行ひます共同行為については、独占禁止法等の適用を除外いたしております。但し国内取引を不当に制限いたします場合、不正な競争方法を用いる場合及び協定又は決定が認可基準に該当しなくなつた場合は、公正取引委員会が通商産業大臣に認可の取消し等の処分を請求してから一カ月を経過いたしました際には、独占禁止法等が再び適用されることになつております。

第二十一條、第二十二條へ参りまして、これは他の行政庁との關係を規定いたしておりますが、必要な事項については通商産業大臣が行政処分をする場

合には、公正取引委員会又は当該物資の主務官庁の同意を得ることになつております。公正取引委員会の同意は独占禁止法等の適用除外となる行為につき適切な認定をなさしめるためでありまして、物資の主務官庁の同意は輸出取引と密接な關連を持つている生産部門の見地から適切な判断をなさしめるためでございします。

第二十三條から第二十九條までは、輸出取引審議会について規定をいたしておりますが、この運用は關係業界に重大な利害關係を有するものでありますので、關係業界の意見を十分反映せしめるため、通商産業大臣の諮問機關といたしまして委員五十人以上の輸出取引審議会を設けることになつております。この委員には貿易業界及び生産業界の代表並びに關係官庁の職員を充てることになつております。

附則のほうへ参りまして、他の法令との關係を規定いたしておりますが、仕向地の工業所有権等の侵害及び輸出契約と著しく異なる貨物の輸出を不正な輸出取引として規定いたしましたので、これらを従來規定いたしております外國為替管理法第五十條及び輸出品取締法第九條を削除いたしております。その他贈與、不服の申立等の規定を設けまして、不当の処分を受けました業者を救済する途を設けております。又報告の聴取、罰則等につきまして規定をいたしておるわけでございしますが、以上が大体この法案に關係をいたします説明でございします。私の説明は終るで、一応この程度で、私の説明は終ることになつております。

○委員長(竹中七郎君) 以上説明は終りました。次回から質疑に入ること

にいたしましたので、その前に要求すべき資料等がございましたらばこの際御要求を願うこととしたら好都合かと存じます。

それから審議日程の御希望などをお伺いしたいと思います。

次に本案のみに関する事項ではありますませんが、通産委員会におきましては、来る九日、月曜日の午後一時から貿易政策の基本方針並びに当面の貿易問題に關して参考人から意見を聴取することとなつております。参考人といまして予定しておりますかたゝは、倉敷紡績社長、前貿易庁長官塚田公太君、日本貿易会専務理事猪谷善一君、中日貿易促進会常務理事鈴木一雄君、高島屋飯田社長太田壽男君、第一通商社長岡本忠君、この五名のかたでございます。そのほかはまだ一、二加わりますかも知れません。

当方からの主題といたしまして書面で通知してありますのは、貿易政策の基本方針、輸取引法案、対アジア貿易、生糸等のいわゆる三角貿易について意見を承わり、委員の質疑に答えられたいというのであります。当通合委員会の議題であります輸取引法案についても相當に意見の開陳もあると思われまゝです。経済安定委員の皆さんがたにおかれましては、御出席の上、通産委員と同様に質疑等に参加されるようお願いいたします。なお輸出取引法案に対しまして、審議の過程において或いは本法案を主体とする参考人の意見聴取も必要となるかと存じますが、その節は改めて御協議を申上げることにして、差当り九日の件だけを申上げておきます。それから本法案に關します審議日

程であります。先日ここにござりまする経済安定委員長と御協議いたしまして、大きな支障のない限り次回は十一日、水曜日午後一時から開会いたしまして、そのときは事業者団体法の一部を改正する法律案と本案と二法案を併せて議題にすることに予定しておりますから、御了承を給りたいと思ひます。

それでは今の資料の要求その他につきましましてはありますでしょうか。何か御要求の点がありましたらあとで委員長まで申込んで頂きますれば……。

○小林英三君 次回でもいいですか。

○委員長(竹中七郎君) 次回でもいいです。それでは今日の通合委員会は今の程度にいたしましたので、今日は説明だけということになつておりますから、質疑は次回に譲りたいと思ひますが、御異議ございませんか。

〔異議なしと呼ぶ者あり〕

○委員長(竹中七郎君) 御異議ないものと認めまして、本日はこれを以ちまして散会いたしたいと思います。

午前十一時二十九分散会

昭和二十七年六月十四日印刷

昭和二十七年六月十六日発行

参議院事務局

印刷者 印刷所